

保税蔵置場等の許可の失効について

関税法第47条第2項及び第61条の4の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和2年3月2日

大阪税関長 中山峰孝

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原因	藏置中の 外国貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
大東港運株式会社 東京都港区芝浦4丁目6番8号	大東港運株式会社 大阪支店三突出張所 大阪府大阪市港区海岸通4丁目5番32号	廃業	—	令和2年 2月29日